

# 大阪府立富田林支援学校 課外クラブに係る活動方針

平成31年4月1日制定

令和6年11月1日改定

## 1 課外クラブの目的

- (1) 課外クラブの活動をつうじて、正しい生活態度を身につける。
- (2) 練習や大会等をつうじて、自尊感情を育てる。

## 2 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動をおこなうとともに保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 課外クラブ指導者は顧問を含む複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 週1～2回程度の活動とする。校外での活動があるときは、活動時間を生徒の状況に応じて設定する。
- (2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (3) 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分に配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

## 4 指導について

- (1) 課外クラブの指導にあたって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導にあたること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 5 その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の安全点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。